

「大阪府におけるたばこ対策について」

狭間　礼子

大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課
生活習慣病・歯科・栄養グループ

大阪府のたばこ対策は、健康増進法に基づく都道府県健康増進計画である「大阪府健康増進計画」をもとに受動喫煙防止対策、喫煙者への禁煙サポート、未成年者の喫煙防止を3本柱として取り組んでいます。

受動喫煙防止対策では、大阪府健康増進計画に基づき、平成20年度から5ヵ年の平成24年4月までに官公庁、学校、医療機関の全面禁煙化（敷地内全面禁煙、少なくとも建物内禁煙）100%をめざし、当該施設について毎年調査と対策推進の依頼を行っています。これらの公共施設での全面禁煙は、受動喫煙防止の社会的メッセージとなり、府民の健康増進において重要な役割が期待されることから、特に力を入れて取り組んでいます。また、府の調査以外でも、関連団体において、自治体でのたばこ対策を推進するために、「自己点検票」を用いた府内43市町村のたばこ対策のモニタリングとその結果の公表を行っています。

民間施設では、これまで鉄道やタクシーの調査と依頼を行い、事業者や業界の自主的な判断で全面禁煙となるなど大きな前進がありました。また、平成22年度には府内の飲食店の調査を実施し、終日全面禁煙の割合が17.5%にとどまっていたことを受け、平成23年度の府の受動喫煙防止対策の方針に「家族連れや子どもの利用が多い店の全面禁煙推進」をあげ、全面禁煙が困難な場合は、食事時間帯の禁煙から行い、早期の全面禁煙をめざすこととしました。

健康増進法や「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」とともに、平成23年度に施行された大阪府がん対策推進条例においても、がん予防の推進として、「健康増進法の努力義務を有する全施設、その他の多数の者が利用する施設における禁煙の推進」が盛り込まれ、受動喫煙防止対策の重要性はますます高まっています。今後も、大阪府健康増進計画の最終評価年である平成24年度に向け、受動喫煙防止対策の取り組みを行って参りたいと思います。

これまでの府の調査結果は、全て府のホームページにて公表していますのでご覧ください。

<http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/tobacco/chousasiryou.html>